

仕 様 書

〔1〕 件名 越境ECによる海外への販路拡大支援業務委託

〔2〕 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

〔3〕 履行場所 松山市長の指示する場所

〔4〕 目 的

本業務は、市内中小企業が国内市場の縮小や原材料費・物流費の高騰といった課題に対応し、新たな海外市場への販路開拓を支援することを目的とする。

特に、コロナ禍を契機に急速に拡大し、今後も成長が期待される国際的な電子商取引（以下、「越境EC」という）を活用し、市内中小企業の海外展開を後押しする。

具体的には、越境ECを活用し、海外市場に向けた商品の販売機会を創出することで、企業が市場の反応を把握しながら販路拡大に取り組める環境を提供し、業種や企業規模を問わず、市内中小企業の強みを活かした販促活動を支援するとともに、海外展開の裾野を広げることを目的とする。

1 業務概要

名称	越境ECによる海外への販路拡大支援業務
想定参加企業数	50社程度
想定出品商品数	150品程度
対象事業者	<p>出品可能な企業は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が出品事業者として適当ではないと認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。</p> <p>ア 松山市内に事業所を有していること。</p> <p>イ その他本事業の目的に資する製品等を提供する者として市長が特に認める法人等であること。</p> <p>(2) 松山市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 「松山市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でない判断されるものではないこと。</p> <p>(4) 各種法令に適した商品等の提供を行っている事業者であること。</p>

対象商品	中小企業等が、企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可とする。） （例）工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、食品等
参加企業等の手続きの流れ	（１）エントリー申請 （２）審査 （３）参加企業決定 （４）出品開始

2 委託期間等

（１）委託期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで

（２）委託業務の範囲

ア 越境ＥＣ出品代行支援等業務

イ 海外購入者への配送システム

ウ 出品企業の募集及び選定の支援

エ 松山来訪実績者等関心層へのプロモーション

オ その他の事務

3 委託内容の詳細

受注者は、越境ＥＣ出品代行支援業務等の事務処理全般を行う。ホームページは、受注者が構築する。企業募集については発注者が行う。

（１）越境ＥＣ出品代行支援業務

中小企業等を中心とした市内企業約５０社に対し、次のような出品代行支援を行う。

（２）特設サイトの開設

下記の対象国・地域で閲覧できる越境ＥＣ内において、市内企業の商品を販売する特設サイトを開設する。

（ア）越境ＥＣ

国際的な越境ＥＣを使用すること

（イ）対象国・地域

台湾を重点地域とする全世界

（ウ）サイト内の表示言語

繁体字、簡体字、韓国語、英語、日本語

（エ）出品期間

１年程度

(3) 管理運営

- (ア) 出品商品数は、概ね150商品とする。
- (イ) 掲載コンテンツについては、写真・商品名・値段・受注可能数等、商品購入に当たり必要な情報を網羅すること。また、商品の付加価値を高めるために有効となる周辺情報等について併せて掲載すること。
- (ウ) 受注者及び出品企業等からの求めに応じて、適宜コンテンツの更新を行うこと。

(4) 販売管理

- (ア) 販売形式は、直接販売形式（直接販売の場を提供することを含む。）とする。販売に必要な取り決め事項について、出品企業と受注者が協議し契約締結の上、出品を行い、掲載内容・経過の概要を発注者へ報告すること。
- (イ) 出品企業による商品の納品方法は、国内指定倉庫に在庫又は受注毎に納品することを基本とするが、商品により他に適切な配送手段がある場合は、出品企業と協議の上、選択するものとする。いずれの場合も、国内指定倉庫までの商品発送及び掲載期間終了後の国内指定倉庫から出品企業までの返送に係わる費用は出品企業負担とする。
- (ウ) 発送に当たっては日本国内及び配送先の地域に則した法令を遵守するほか、税関手続きやその他発送に必要な手続き等受注者が行うこと。
- (エ) 購入者からの問い合わせ窓口を設置すること。なお、問い合わせ方法は実施対象国内において一般的な方法を適用すること。
- (オ) 受注者は、本事業における業務の中で、出品企業の実費負担による出品を除き、出品企業から利益を徴収しないこと。

(5) プロモーションの実施

出品商品について、過去に本市を訪れたことがある方などの関心層を中心に、ダイレクトメールやSNS等を活用し、効果的な販売促進を展開すること。

(6) 越境EC専門家による助言の実施

- (ア) 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境EC専門家による助言を随時行うこと。
- (イ) 業務完了後に、本市に対してレポートを発行し、販売状況の報告及び特設サイトのアクセス分析結果等をまとめたフィードバックを行う。

(7) 出品企業による費用負担

出品企業が負担する費用は、無料とする。

4 業務状況の記録及び提出

- (1) 本委託業務の記録等を整理し、商品の購入額、購入者数、購入ジャンル、購入者の属性（年齢・居住国等）をまとめた報告書を電子データで提出すること。
- (2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、本委託事業に係る経費等を明確にすること。

- (3) 関係書類については、委託完了年度の翌年から起算して5年間保存し、各種監査が行われる際には、発注者の求めに応じ関係書類を提出すること。

5 運営品質の確保

本業務を適切かつ迅速に行うための作業手順書等を作成し、必要に応じて更新すること。主に出品開始に当たってはダブルチェックを行うなど、作業品質を確保できる体制を整えること。万一ミスを発見された場合は直ちに発注者に報告し、今後同様のミスが生じないよう適正な処置を講じること。

6 貸与資料等の管理

- (1) 受注者は、貸与資料等及び発注者に帰属した作業中データ及び成果物を、発注者の承諾を得ずに、発注者の指示する目的以外に使用、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得ずに、貸与資料等及び発注者に帰属した作業中データ及び成果物を作業場所から持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、貸与資料、作業中データ及び成果物を閲覧できる者の制限等を行い、資料等を適切に管理しなければならない。
- (4) 契約が終了したとき又は貸与目的に達したときには、受注者は貸与資料等及び作業中データ及び成果物を発注者に返却し、又は発注者の承認を得て破棄しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したのも同様とする。
- (5) 資料等を発注者の承認を得て破棄した場合、確実に破棄した旨の証明を書面で発注者に提出しなければならない。

7 再委託について

- (1) 受注者は、本業務の一部を再委託することができる。その場合、発注者に事前に書面で承認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、再委託をする場合は可能な限り市内の中小企業へ再委託するよう努めるものとする。
- (3) 再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、個人情報を取扱う業務においては、盗難・紛失、滅失等が発生した場合の責任分担を予め取決めしておくこと。

8 個人情報の取り扱いについて

本業務の履行に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

1 0 完了検査

- (1) 受注者は、発注者が定める期間ごとに事業の実施状況を報告するものとし、また事業が完了したときは、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又はその他の処理を執るものとする。

1 1 成果物 本業務の成果物及び提出期限は以下のとおりとする。

成果物	提出期限	数量
事業報告書（電子データ）	令和9年3月31日	—
販売実績報告書（電子データ）	令和9年3月31日	—

1 2 その他

- (1) 本件業務は、関係法規等を遵守し、法規法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。
- (2) 本件業務は、松山市契約規則及び松山市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (3) 受託者は、本件業務により知り得た情報等を本件業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本件業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本件業務の履行に当たり、契約書、仕様書及び委託者から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合は、受注者と発注者が協議するものとする。
- (5) 本件業務の履行に係る細部事項等について、発注者から協議の要請を受けた場合は、速やかに応じるものとする。